

高知市行政改革大綱

(素案)

令和〇年〇月

高 知 市

目 次

I	はじめに	- 1 -
II	策定の背景	- 2 -
1	これまでの行政改革	- 2 -
2	本市を取り巻く環境の変化	- 2 -
(1)	デジタル社会の進展	- 2 -
(2)	少子高齢化, 人口減少克服への取組	- 2 -
(3)	2011 高知市総合計画後期基本計画の策定	- 3 -
III	行政改革の理念	- 4 -
IV	行政改革の進行管理	- 5 -
1	行政改革実施計画	- 5 -
2	推進体制	- 5 -
V	行政改革の基軸	- 6 -
1	組織力の強化	- 7 -
2	連携・協働の充実	- 7 -
3	簡素・効率化の追求	- 7 -
4	信頼性の確保	- 7 -
5	財政基盤の強化	- 7 -
VI	改革の基本方策	- 8 -
1	組織力の強化	- 9 -
(1)	危機管理体制の強化	- 9 -
(2)	政策形成機能の強化	- 9 -
(3)	質の高いサービスの提供	- 10 -
2	連携・協働の充実	- 11 -
(1)	市民と行政のパートナーシップの確立	- 11 -
(2)	多様な担い手の活用	- 12 -
(3)	自治体間連携の充実	- 12 -
(4)	情報公開・説明責任の徹底	- 12 -
3	簡素・効率化の追求	- 14 -
(1)	組織の簡素・効率化	- 14 -
(2)	コスト意識の徹底	- 14 -
(3)	評価と改善の推進	- 15 -
4	信頼性の確保	- 16 -
(1)	職員の能力と資質の向上	- 16 -
(2)	公平・公正の維持	- 17 -
(3)	情報セキュリティの強化	- 17 -
5	財政基盤の強化	- 18 -
(1)	財政健全化の推進	- 18 -
(2)	財源の確保	- 18 -
(3)	公有財産の有効活用	- 19 -
VII	結び	- 20 -
付録	行政改革の取組状況 (平成 25 年度～)	- 21 -

I はじめに

住民に身近な行政としての基礎自治体である市町村は、国と地方の役割分担のもと、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、地方分権の進展からより一層、自主的・主体的に運営することが求められています。

そのため本市では、地方自治法で掲げられている「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、昭和61年度の高知市行財政改革大綱の策定以来、これまで5次に渡り大綱の策定及び見直しを行いながら、行政改革の推進に取り組んでまいりました。

少子高齢化社会の進展とともに、人口減少による市税の減収や社会保障費の増加によって、本市の財政状況は今後一層厳しくなることが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、南海トラフ地震・台風等による大規模災害などに対応する危機管理体制を構築するとともに、地域の特性を生かし、魅力的で個性あるまちづくりを推進しながら、持続可能な自治体経営を実現していくためには、引き続き限られた財源の中で、行政サービスの最適化を目指すとともに、これまでの手法にこだわらない柔軟な考え方のもと、行政改革を進めていく必要があります。

このため、新たに策定する行政改革大綱では、時代にふさわしい効率的で質の高い市政の実現を図るための行政改革の骨子を示します。

II 策定の背景

1 これまでの行政改革

本市では、昭和61年度の高知市行財政改革大綱の策定以来、これまで5次に渡り大綱の策定及び見直しを行いながら行政改革に取り組んできました。

また、本市では過去に危機的な財政状況に直面したことから、財政再建を至上命題として、事務事業の見直し、職員定数の削減、職員給与の独自減額などをはじめとした様々な収支改善策に取り組み、人件費や物件費など財政面において市が独自の努力を発揮できる部分については他の中核市と比較しても相当に抑制するなど、行政改革による一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、今後、少子高齢化の進展等により、本市を取り巻く環境は厳しさを増すものと予測されるため、一層の行政改革に取り組む必要があります。

2 本市を取り巻く環境の変化

(1) デジタル社会の進展

AIやロボット等のデジタル技術がもたらす技術革新は、技術の発展途上の今日においても既に社会に大きな影響を与えており、国においては、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で、デジタル社会の形成が極めて重要であるとして、令和3年9月に「デジタル社会形成基本法」を施行するとともに、デジタル庁を設置するなど、デジタル社会の形成に向けた施策を迅速かつ重点的に行っていくこととしています。

また、我が国の人口は減少局面に入っており、今後、長期的に人口減少が続くことは避けられない状況となっています。そうした中、総務省「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告（平成30年7月）では、「労働力の厳しい供給制約を共通認識として、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある」との提言がなされるなど、人口減少局面における深刻な労働力不足の想定から、自治体の在り方は人口縮減時代のパラダイムへの転換が求められています。

これらのことから、自治体においてもデジタル技術がもたらす技術革新の利活用による労働力不足への対応や簡素・効率化など、あらゆる分野に対して、デジタル技術を戦略的に取り入れていくことが必要となっています。

(2) 少子高齢化、人口減少克服への取組

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、2050年

代には、1億人を割り込むことが見込まれています。

本市では、死亡数が出生数を上回る人口の自然減が平成17年以降継続しており、若者を中心とする県外への転出超過も相まって、全国に先行する形で少子高齢化、人口減少が進んでいます。また、国立社会保障・人口問題研究所の推定では、2060年において本市の人口は約20万人と予想されており、全国的な傾向に漏れず、人口減少から逃れることはできない状況と言えます。

そうした中、本市では、平成27年に人口の将来展望を示した「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、その実現のために必要な施策「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定により、人口減少の克服に向けた取組を進めています。それに加えて、本市は高知県内の人口の約46%を占め、県内他市町村と経済的に相互補完関係にあることから、平成30年に県内33市町村それぞれと地方自治法に基づく連携協約を締結して、「れんけいこうち広域都市圏」を形成することで、高知県内の全市町村一丸となって、圏域の活性化及び人口減少の克服に向け、取組を進めています。

(3) 2011高知市総合計画後期基本計画の策定

人口減少の克服に向けた取組と並行しながら、本市の目指す都市像を実現するため、令和3年1月には2011高知市総合計画後期基本計画を策定し、ウィズコロナにおける新しい生活様式やデジタル社会への迅速な対応を盛り込み、高知市型地域共生社会の実現、南海トラフ地震や少子高齢化・人口減少問題への対策強化とともに、SDGsの達成に向けた具体的な活動に取り組むこととしています。

これらを受けて新たに策定する今回の行政改革大綱では、2011高知市総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、時代にふさわしい効率的で質の高い市政の実現を図るための行政改革の骨子を示します。

Ⅲ 行政改革の理念

高知市行政改革大綱（以下「本大綱」という。）は、本市の組織と運営全般にわたる包括的な改革の基軸と基本的な方策を取りまとめたものであり、まちづくりの指針である2011高知市総合計画の推進を下支えする役割を持つものと位置付けられます。

2011高知市総合計画においては、「森・里・海の自然豊かな「環境」の中で、連携・協力し合う人々の「和」を地域の「輪」に広げる共生都市の創造」をイメージし、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像として掲げています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式への対応や南海トラフ地震対策など様々な課題がある中で、行政需要の多様化・高度化に対応しながら、本市の将来の都市像の実現に向けたまちづくりを着実に進めていくためには、市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高いサービスを提供するための体制づくりが重要となります。

併せて、行政活動の効率化と信頼性を高めるといふ、地方自治体の普遍的使命を果たすための改革にたゆみなく取り組んでいかななくてはなりません。

本市では、このような目的意識の下で、職員が一丸となって行政改革の取組を推進していきます。

IV 行政改革の進行管理

1 行政改革実施計画

本大綱は、2011高知市総合計画の推進を下支えするという位置付けとしており、実現まで相当な期間を要するもの、短期間に完了すべきもの、不断の取組が求められるものを総括して掲げています。

同計画の後期基本計画は、2030（令和12）年度までを計画期間としていることを踏まえ、本大綱に基づく具体的な取組を示すものとして、推進期間を原則3年間とする行政改革実施計画を策定します。

行政改革実施計画においては、本大綱に示した基本方策に基づく取組について、その手法や達成時期、目指す効果や成果を可能な限り明らかにし、行政改革の取組が明確に把握できるものとしていきます。

2 推進体制

行政改革実施計画を推進するに当たっては、高知市行政改革推進本部を中心に全庁的な推進体制を構築し、職員一人ひとりが明確な目的意識を持って、改革に取り組んでいくこととします。

また、計画の具体化に当たっては、市民、議会をはじめとするまちづくりの多様な主体との連携・協力関係を構築し、理解と協力を得ながら取組を進めるとともに、取組の状況について毎年度進行管理を行い、情報公開・説明責任の徹底に努めます。

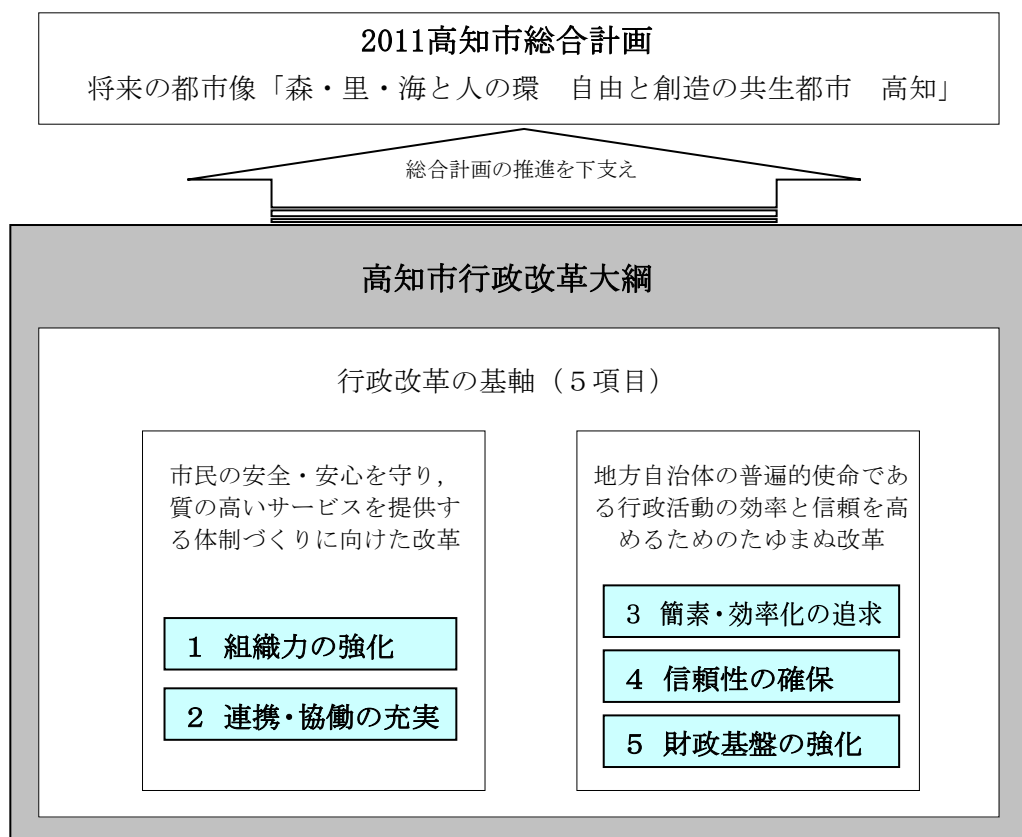
V 行政改革の基軸

行政改革の理念に基づき、市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高いサービスを提供する体制づくりを進めるために、柔軟かつ迅速な政策展開を可能とするための市の組織力の向上を目指すとともに、市民と行政、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに手を取り合い、共にまちづくりに取り組む連携・協働型による行政運営の一層の推進を図っていきます。

また、行政活動の効率化と信頼性を高めるために、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを主眼として簡素・効率化を追求する取組や、市民の行政に対する信頼の確保、財政基盤の強化といった不断の取組が求められる事項について、さらなる工夫を図りながら引き続き推進していきます。

これらのことから、本大綱では、次の5項目を行政改革の基軸とします。

【概念図】



1 組織力の強化

喫緊の課題となっている南海トラフ地震対策や、地方分権の進展に伴う権限移譲への対応など、行政運営においては幅広い課題があります。市民の安全・安心を守り、時代の変化に的確に対応しながら迅速かつ柔軟に政策を展開するためには、組織としての総合的な能力が問われることから、組織力の強化を基軸とします。

2 連携・協働の充実

少子化、高齢化の進展や人口減少、地域における支え合いや見守り機能の低下など社会経済環境の変化に伴い、市民ニーズが複雑・多様化し、行政だけでは適切に対応することが難しい様々な課題が生じる中、創意と工夫により、地域の個性や強みを生かした独自の自治を進めていくためには、まちづくりを担う多様な主体の相互の連携や協力関係の維持・拡充が非常に重要なことから、連携・協働の充実を基軸とします。

3 簡素・効率化の追求

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことは行政運営の基本です。限られた人員、予算などの行政資源を有効に活用し、政策の実効性をいかに高いものとしていくかを常に追求することが求められることから、簡素・効率化の追求を基軸とします。

4 信頼性の確保

能力と意欲があり市民から信頼される職員の育成とともに、個人情報漏洩防止、行政活動の透明性と公平性、公正性の確保など、行政の信頼性を高めていくことは今後も不可欠であることから、信頼性の確保を基軸とします。

5 財政基盤の強化

本市の財政状況は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人所得の落ち込みや企業業績の悪化などにより、歳入の大幅な減収が見込まれています。その中で、様々な政策を着実に推進するためには、より安定的で健全な財政構造を構築し、さらに強化を目指す必要があることから、財政基盤の強化を基軸とします。

VI 改革の基本方策

【体系図】



1 組織力の強化

未曾有の被害をもたらした東日本大震災や熊本地震の発生を受けて、本市の防災対策の要となる南海トラフ地震対策が加速化しています。また、全国の状況と同様に、本市においても少子化、高齢化が進展する中で、国や県からの権限移譲が進んでおり、市の責務と業務が拡大しています。

このような困難な状況の中にあっても、災害から市民の暮らしを守り、新たな行政需要に適切に対応しながら市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるために、新たな南海トラフ地震の被害想定に対応できる危機管理体制の構築に向けて全庁的な協力体制を強化し、スピード感を持って取り組むとともに、庁内における政策の立案や意思決定などの機能向上に努め、迅速な政策形成ができる組織をつくります。

さらに、市民に最も身近な行政機関として、市民が高い満足感を得られる質の高いサービスを提供することができるように、ソフト・ハード両面から市民の利便性の向上を目指す工夫をしていきます。

(1) 危機管理体制の強化

市民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な使命であると言えます。特に本市では、南海トラフ地震の発生時には甚大な被害が予想されるほか、近年は、台風や集中豪雨をはじめとした自然災害に対する取組も必要となっています。

このため本市では、防災対策部を中心に、南海トラフ地震や風水害などの大規模災害への対策を充実させ、被災等により本市の業務遂行能力が低下した状況下でも、重要な業務を継続させるための体制整備を進めるとともに、複雑・多様化する災害に的確に対応するため、消防力の充実・強化を図ります。

また、女性や高齢者、障がい者などの視点も踏まえながら、災害対応や避難所の整備等を計画的に進め、避難行動要支援者への避難支援体制を整備するとともに、医療関係機関や自主防災組織等との連携を図り、災害医療体制の確立に取り組みます。

さらに、市民が健康で安心して暮らせるために、新型コロナウイルス感染症などの感染症や公害等による市民への健康被害、事業所事故その他の災害に対応するための健康危機管理体制の強化に努めます。

(2) 政策形成機能の強化

人口減少を克服するための地方創生の実現や権限移譲の進展などの新たな課題に的確に対応しながら、将来にわたって市民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくためには、本市の政策形成機能をより強化し、地域福祉の推進や雇用創出、移住・定住促進など、あらゆる分野で創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進していかなくてはなりません。

政策形成の的確化と迅速化を図るために、大学等研究機関とも連携しながら情報と知識の集積に努めるとともに、職員の課題発見能力や政策立案力向上を図ります。

また、従来の縦割り型の行政組織の弊害を排するために、庁内横断組織の柔軟な活用による職員相互の連携・協力体制の充実を図るなど、総合性を持って対応できる仕組みづくりを進めます。

(3) 質の高いサービスの提供

行政は、常に質の高い市民サービスを提供できるよう、絶えず自己変革していく責務があります。

市民にとって身近で便利な行政を実現するために、市民からの様々な問合せに応えることのできる自治体コールセンターを活用するほか、庁内連携体制の強化を図りながら、ワンストップサービスも含めた総合窓口機能の改善及び効率化に向けた検討を行うとともに、デジタル技術を活用して、来庁不要サービスの導入や、窓口における市民の待ち時間の短縮、申請書等の記載に係る市民負担の軽減に取り組み、デジタル機器の操作が得意でない市民に対しては、分かりやすく丁寧な窓口サービスにより、全ての市民がサービスを享受できる体制を整えます。

また、本市の基幹業務システムの一元化や集約化に取り組み、事務の効率化とサービス提供の迅速化を図るなど、スマート自治体の実現に向けた取組を推進します。

2 連携・協働の充実

市民ニーズが複雑・多様化し、行政だけでは適切に対応することが難しい様々な課題が生じる中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するためには、地域の関係団体・事業者や住民、行政がつながりを持ち、それぞれの役割を果たしながら地域づくりに参画していくことが必要です。

地域においては、高齢化の進展などに伴い、担い手不足や自治活動への参加者の減少などの課題がある一方で、市民や企業、NPOなど多様な主体による公共的な活動が増加しています。今後は、地域内での自治を担う主体的な市民の連携促進や、そうした地域での公共的な活動を支えるための体制の充実を図るなど、住民同士の絆、市民と行政との絆をより強め、パートナーシップに基づく連携・協働の仕組みづくりを進めます。

また、災害対応や産業・文化の振興、地域福祉の推進、移住・定住の促進など、高度に専門的な知識・技術を要する課題や広域的な課題により適切に対応するために、市民や企業、NPO、研究機関など、多様な担い手の力を積極的に活用するとともに、県や周辺市町村との連携・協力体制の充実を図ります。

こうした取組と併せて、市民が、まちづくりに関心を持つきっかけともなる市の政策等の情報を容易に入手できるように、積極的な行政情報の公開を進めるとともに、行政活動の透明性を確保し、説明責任を確実に果たします。

(1) 市民と行政のパートナーシップの確立

日常における高齢者や子どもの見守り、地域独自の文化的活動の継承、災害発生時における地域での助け合いなど、地域においては、行政だけでは対応できない様々な課題があります。

地域コミュニティは、こうした地域における自治のまちづくり活動の担い手として重要な役割を果たしていますが、住民の高齢化や担い手の不足等により、活動の継続に関して不安を感じる地域が増えてきています。

地域が築き上げてきた住民同士の助け合い、支え合いなどの公共的な活動の一層の継続・発展を目指して、地域内連携協議会を核とした地域コミュニティの再構築を着実に進めるため、おおむね小学校区において協議会の設置を図るとともに、市民主導による地域活動を支援するための仕組みづくりに取り組みます。

これと併せて、庁内において効果的に調整・連携できる体制を構築するとともに、市民及び職員への啓発活動や職員が地域の一員として地域活動に参加する取組の推進、地域と行政との情報共有体制の検討など、高知市型地域共生社会の実現に向け、地域と行政がともに自治を支える仕組みづくりを進めます。

また、市民の意見をまちづくりに反映する仕組みとして、地区ごとのまちづくり計画であるコミュニティ計画を策定・推進するとともに、公共的活動を行う市民や、地域の

将来を担う子どもたちの意見を行政に反映する取組を進めるなど、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害に対応するためには、「自分の身は自分で守る」という自助の意識や、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする共助の取組が重要であることから、自主防災組織の結成・活動や防災士の育成を支援するなど、防災面における市民と行政の連携・協働体制を強化します。

(2) 多様な担い手の活用

それぞれの都市が地域の特色や優位性などの強みを活かし、独自の発展を図っていくことが必要な時代にあっては、産学官それぞれの持つ様々な知識と知恵を積極的に行政運営へ活かしていくことが求められます。

合併により拡大した市域の地理や自然、文化の特性といった強みとなる資源を十分に活かして特色あるまちづくりを図っていくために、大学等研究機関や企業、NPO、各種団体などの多様な主体をまちづくりの担い手と位置付け、連携会議等を活用した情報交換を積極的に進めるとともに、高度な知的資源、人材ネットワーク等を政策形成や事業実施の各段階で活かすことができるように、産業振興や文化振興、地域福祉の推進、移住・定住の促進など様々な場面において連携を図ります。

また、行政サービスの実施において、サービスの質の向上と経費の削減効果、災害時対応の確保や地域的な事情など、メリットとデメリットの総合的な比較の下で、民営化、指定管理者制度、民間委託といった様々な手法を検討しながら民間活力の活用を図るとともに、適正な運用の確保に向けたモニタリングを進めます。

市民が参画する各種審議会等については、審議会組織の構成と運用を随時見直すとともに、女性の参画拡大に取り組むことで活性化を図ります。

(3) 自治体間連携の充実

南海トラフ地震対策や、観光をはじめとした産業振興といった県内の共通課題に対しては、自治体間の連携なくしては効率的な対応が困難です。また、情報網や交通網の発達などにより、人々の生活や経済活動は市町村の枠組みにとらわれずに行われており、それに伴って、公共施設の配置など、広域的な見地からの対応が必要な課題も増加しています。

都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、県や県内全市町村との広域的連携を図りながら、経済成長のけん引や生活関連機能サービスの向上などに取り組めます。

(4) 情報公開・説明責任の徹底

市民の理解と協力の下、連携と協働のまちづくりを図っていくためには、行政運営の透明性を確保することが不可欠であり、そのためには、市民が市の政策やそれらに基づ

く行政情報を手に入れるための情報共有の仕組みや、市民の意見を反映するための仕組みが有効に機能することが前提となります。

このため、市民に対して、政策情報や評価資料、財政情報など、行政情報を分かりやすい形態で積極的に公開するとともに、パブリック・コメント制度の周知と適切な運用を進めるなど、情報公開と説明責任の徹底に努めます。

また、市の広報紙「あかるいまち」や、市ホームページをはじめとした行政情報の提供手段について、市民が必要な情報を容易に取得できるよう随時改善を図ります。

3 簡素・効率化の追求

人口減少と高齢化が進み、これまでのような拡大が望めない社会経済環境の中にあって、地方中核都市として都市の持続的な発展を目指すためには、真に必要な政策を展開していくために取組の重点化を進めることとともに、行政運営に係る経費の削減を図ることが重要となります。

このためには、行政運営の簡素化及び効率化を推進する必要があることから、デジタル技術も活用するなど効率的な人員で効果的に行政サービスを提供できるように、組織及び職員配置の適正化を進めます。

また、事務事業の実施や公共調達、日常業務においては、知恵と工夫により経費の最少化を図ると同時に、自然環境に与える負荷の低減など総合的な視点を持ってコスト管理を徹底します。

さらに、社会情勢や市民ニーズの変化等に即して政策の選択と集中を進め、事務事業の執行改善を図ります。

(1) 組織の簡素・効率化

効率的な行政運営を行うためには、組織の在り方が非常に重要です。市民にとって分かりやすく、それぞれの部署が有機的に連携し効果的に行政サービスを提供することのできる組織体制の構築を目指して、簡素化を旨としながら、複数の部局で同様の事務を行っている場合に事務を集約させて経費節減や事務の効率化を図るなど、機構改革を柔軟に進めます。

また、公共施設の統廃合について、将来の人口動態など中長期的な必要性を考慮しながら検討を行うとともに、本市に関係する公社等の外郭団体などについて、今後の在り方の検討を進めます。

さらに、より効率的な人員体制の下で行政サービスの質の向上を図ることができるように、業務構造の可視化を通じ、専門性が不要な業務においては、デジタル技術活用を図るなど、職員定数管理計画に基づき、機構改革と連動しながら適正な職員定数の確保に努めます。

(2) コスト意識の徹底

市が行う工事の実施や物品の購入などのいわゆる公共調達において、調達の過程における競争性、公平性、透明性の確保、調達するものの品質、価格、適正な履行の確保、さらには地域経済の発展や社会的価値の実現・向上への配慮など、総合的な視点を持って執行管理に取り組みます。

庁内においては、これまでに事務室の清掃委託の見直しや公用車の集中管理などの取組を実施してきましたが、引き続き知恵を絞って経費節減に努めます。また、環境マ

ネジメントの推進による光熱水費の削減，再利用や節約による消耗品等の消費抑制など，職員一人ひとりの日常業務における環境への配慮を通じた省エネルギーの取組を進め，コスト削減に努めます。

さらに，高知市公共施設長期保全計画に基づき，施設全体の耐用年数を伸ばす長寿命化を実施するなど，財政負担を軽減しながら必要な施設の維持管理に取り組みます。

(3) 評価と改善の推進

限られた財源の中で，2011高知市総合計画に掲げた政策，施策に基づく取組を着実に推進するためには，事務事業等を定期的に評価し，スクラップ・アンド・ビルドや実施方法の改善に取り組む必要があります。

このため，高知市行政評価推進方針に基づき，総合計画に掲げる政策・施策等の評価を着実に実施するとともに，その実施手法の見直しも継続的に行うことで，より効果的な評価を実施します。

また，事務事業の執行について，費用対効果や市民生活への影響など多面的な検証に基づく総合的な観点から，毎年度の事務事業の見直し及び改善の取組も着実に実施します。

4 信頼性の確保

行政活動は市民のためにあり、市民の信頼によって成り立っています。市役所が市民から信頼される組織であるためには、組織を支える職員一人ひとりがサービスの担い手であるという自覚を持って、より市民の視点に立ったサービスを提供することに加え、公平・公正で適正な執行が求められます。

行政活動の信頼性をさらに高めることができるように、市民ニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、地域課題等を発見し、課題を解決する政策を実行するために必要とされる能力と意欲を持ち、住民福祉の向上に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

また、国・県からの権限移譲が進み、市の権限と責任が高まるにつれて、法令の解釈、運用などにおける合规性の確保の重要性は極めて高くなっており、公平・公正かつ適正な執行を徹底します。

さらに、近年は、効果的な政策立案や住民サービスの向上等のため、自治体の保有するデータを民間や自治体内部の他部署に提供して活用する取組の推進が総務省から示されている一方、情報の新たな利活用に対する個人情報の利用などの新たな課題が顕在化していることから、より一層の個人情報の適切な取扱いを徹底します。

(1) 職員の能力と資質の向上

市民から信頼される組織づくりのため、職員一人ひとりに公務員としての規律やモラルが徹底されるように、職員の服務規律の徹底に向けた意識改革を進めるとともに、各職場に潜在する事故やミスリスクについて洗い出し及び点検を行うことにより、リスクの根絶に努め、全職場でのリスク管理意識の高揚と共有化を図ります。

また、権限移譲の進展等に伴い、市の責務及び業務が増大する中であって、適切な市政運営を図っていくためには、職員一人ひとりが常に目標を持って、政策形成能力及び業務遂行能力を高めていくことが重要となります。

このため、法令等の正確な解釈と運用を確保するための財務・法務能力の向上や、職務を遂行する上で必要とされる知識や技能、人権意識の修得はもとより、幅広い情報を収集分析し、自らの知識集積を高め、市民感覚を持ちながら日常業務に活かすという問題解決能力の向上を目指して、職員の自己啓発活動等を促進するとともに、研修制度の充実等を図り、職員のキャリア形成を支援します。

さらに、組織の総合力の向上を目指して、女性リーダーについても積極的な育成を図るとともに、採用試験の見直しなどにより、すぐれた人材の確保を図り、職員がやりがいを持っていきいきと働き、持てる能力を最大限に発揮できるように、人事考課制度の活用により意欲と意識の醸成を図るとともに、メンタル面も含めた健康管理体制の整備に取り組むなど働き方改革も推進します。

(2) 公平・公正の維持

市民に対する行政サービスの提供や、行政処分の実施に当たっては、サービスや処分の受け手にとって不公平感のない、公平・公正な運用と適正な執行が求められます。

そのため、事務を行うに当たっての基準や指針について、公平・公正の観点から常に見直しや充実を図るなど、適正な執行を確保する体制を強化します。特に、市民に対する不利益処分や、市が関与する公共的団体における資金の取扱いに関する事務については、基準や指針に基づく運用を徹底します。

また、監査等による指摘事項等に対しては、迅速に適切な措置を講じるための取組を進め、事務執行の改善を図ります。

(3) 情報セキュリティの強化

行政サービスを提供していく上で、市民の利便性の向上や事務の効率化などの観点から、情報システムの活用は不可欠なものとなっていますが、一方で、個人情報の漏洩やサイバー犯罪等への対策が課題となります。

市の保有する情報がみだりに漏洩することがないように、職員の個人情報等の取扱いに対する意識向上活動を不断に継続するとともに、ヒューマンエラーを可能な限り最小限に抑えるための、情報の厳密な運用や堅牢なシステム構築を進め、個人情報の保護と情報ネットワークのセキュリティ対策に万全を期します。

5 財政基盤の強化

地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。

本市では、過去に財政状況の悪化を克服するため、財政再建を最優先とした行政改革に取り組んだことにより、一定危機的な状況を乗り越える目途を立ててきました。

人口減少と高齢化が進む中で、将来的に市税収入の減少や扶助費の増加等が懸念される状況であることに加え、近年は、南海トラフ地震に備えた公共施設の耐震化などの公共事業に集中的に取り組んだ結果、公債費負担の水準は高止まりしています。

こうした状況の下で行政活動を安定的に継続させるために、本市の財政健全化に引き続き取り組んでいきます。また、未収金の削減や新たな財源調達手法の活用、既存の公有財産の有効活用などによる徹底的な歳出削減と財源確保の取組を進めることにより、財政基盤を強化し、健全な財政運営の確立を図っていきます。

(1) 財政健全化の推進

未来の世代に負担を先送りせず、また、財政基盤を強化していくためには、財政健全化に向けた不断の取組が必要です。

安定した財政運営を図るために、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から、事務事業の見直しや選択と集中を徹底するとともに、農業集落排水事業への企業会計導入など、コスト削減の徹底と効率的な財政運営のための改革を推進します。

また、公会計制度に基づく会計手法により、財政状況の的確な分析とマネジメントを実施するとともに、財政運営の道筋を示す計画を策定し、分かりやすく財政状況の公表を行うことによって、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たしていきます。

(2) 財源の確保

今後の市税収入の減少や扶助費の増加等を踏まえると、歳入の確保という観点は極めて重要です。特に、市税などの賦課、徴収については、公平・公正の観点からも厳正な実施が求められており、課税客体の確実な把握及び適正な賦課を推進するとともに、債権管理を徹底し、透明性・効率性を確保しながら、より一層の徴収率向上を目指します。

また、地方公共団体は、施設利用や証明書発行など特定の行政サービスについて、使用料、手数料、負担金などの徴収を行っています。こうした受益者負担について、負担額の適正化を図るため、原価計算等の検証も行いながら、必要に応じて見直しを検討します。

さらに、広告収入の拡大を図るとともに、ふるさと納税やクラウド・ファンディング

などを活用し，財源の確保に努めます。

(3) 公有財産の有効活用

本市が保有する公共施設などの公有財産については，適切な維持管理とともに，今後の人口減少や少子化，高齢化等による人口構造の変化によって中長期的に余剰施設と不足施設の発生が考えられることから，需要の予測を踏まえた利活用や処分が課題となります。

既存の公共施設について，その役割や機能を検証しながら，再編や機能改善に取り組み，効率的な運用に努めます。

また，公有財産のデータベースにより個々の財産についてライフサイクルコストを的確に把握するとともに，計画的な維持管理を進めることにより，長寿命化を図ります。

さらに，本市が所有している財産のうち，未利用又は利用率の低いものについては売却や貸付を行うなど，積極的に処分・活用することによって，維持管理費など経費負担の低減を図ります。

Ⅶ 結び

行政改革は、具体的な取組があって初めて成果が得られるものであり、本大綱に示した基本方策に基づき、行政改革実施計画を着実に推進していくことが最も重要です。

本大綱に基づく行政改革の努力によって、市民と行政とのよりよい連携・協働の関係に基づきまちづくりの仕組みが構築され、ひいては、2011高知市総合計画に掲げた「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」の実現につながると確信し、市民・議会の理解と協力を得ながら取組を進めていきます。

付録 行政改革の取組状況（平成25年度～）

【事務事業見直しの状況】

	見直し事務事業		うち廃止事業	うち縮小・再構築・休止・統合事業	(上段):見直し事業数
					(下段):見直し効果(千円)
H25	231	3	高知中央広域市町村圏事務費負担金, 高知県観光コンベンション協会補助金など	228	施設管理運営費(消防), 地域雇用環境美化・ごみ減量事業費, 就労促進員報酬など
	185,707	5,803		179,904	
H26	203	3	職員厚生会補助金, 競馬施設建設事業費補助金, 観光情報発信事業費	200	経理監査指導員報酬, 春野環境センター管理費, 給食管理費など
	221,109	67,423		153,686	
H27	137	2	特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金, 建築物耐震改修計画認定事業費	135	職員厚生会会負担金, 健康相談事業費, 長崎ヶ丘団地下水道維持管理事業費など
	196,764	1,450		195,314	
H28	104	1	近隣商店街活性化事業費	103	印刷事業費, 公用車集中管理委託費, 保健事業費など
	226,622	100		226,522	
H29	83	7	住宅リフォーム事業費補助金, こうち勤労センター改築事業利子補助金など	76	市有施設における電力供給契約の見直し, あかるいまち発行費など
	215,949	37,261		178,688	
H30	55			55	中学校学習習慣確立推進事業費, スクールバス運行事業費など
	109,694			109,694	
R元	44	8	小学校外国語活用推進事業費, 少年アシスト事業費, 学校安全教育推進事業費など	36	施設管理費等(誠和園), 一般管理費(人事課), チーム学校推進事業費など
	107,918	14,264		93,654	
R2	27	1	公用車駐車場管理費	26	県庁前通り地下駐車場使用料負担金, 生活困窮者自立支援事業費など
	122,920	4,578		118,342	
R3	15	4	土佐山英語教育推進事業費, 小学校英語教育推進事業費など	11	庁舎管理費・施設管理費(総務課), 賦課事務費(資産税課), 印刷事業費など
	119,969	10,832		109,137	
合計	899	29		870	
	1,506,652	141,711		1,364,941	

【アウトソーシング等の状況】

	実施内容	定数への効果
H25	・学校給食調理業務の民間委託(昭和小・高須小)8 ・たかしろ乳児保育園民間委託6	14
H26	・学校給食調理業務の民間委託(江陽小・大津小)10	10
H27	・学校給食調理業務の民間委託(神田小・一宮小)7	7
H28	・学校給食調理業務の民間委託(朝倉小・朝倉第二小)8 ・生活相談支援センター(協議会方式→委託方式)2	10
H29	・学校給食調理業務の民間委託(横内小)4	4
H30	・春野東部保育園統合4	4
R元	・学校給食調理業務の民間委託(秦小・春野東小)8 ・誠和園の民営化19	27
R2	・工石山青少年の家指定管理者制度導入3 ・勤怠管理・給与支給業務効率化2	5
R3	・庁舎管理に係る総合管理制度導入1	1
	合 計	82